**決議第１号**

**地方行財政の充実強化に関する決議**

都市自治体においては、少子高齢化や防災・減災対策など喫緊の課題への対応に必要となる財政需要が増加の一途にあり、恒常的な財源不足に陥っている中、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスの持続的な提供や、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組など新たな行政課題に的確に対応していくことが求められており、これには安定的な税財源の確保が不可欠である。

一方では、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、これに係る必要財源は国が確実に保障すべきものである。

また、近年、スマートフォンなどの「ながら運転」や高齢者運転による悲惨な交通事故が多発しており、早急な対策の強化が求められている。

さらに、現在検討が進められている衆議院選挙区の改定にあたっては、市町村の歴史的、文化的な成り立ちや住民の生活にもしっかりと配慮した適切な対応がなされるべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

Ⅰ　地方行財政の充実強化について

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。また、年々急増、多様化する都市自治体の財政需要に迅速かつ的確に対応できるよう地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間の均衡がとれた地方税体系を構築すること。

３．社会保障や都市基盤整備など都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方交付税の恒常的な財源不足については、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨に則り、適切な算定配分を行うこと。また、地方交付税のトップランナー方式については、都市自治体の歳出削減努力以外の要因によるところが大きく一律の行政コスト比較には馴染まないことから、地方交付税の財源保障機能を損なわないようにすること。

４．法人住民税は都市自治体の基幹税源であることから、更に法人実効税率を引き下げる場合は地方交付税原資の減収分を含め、必ず安定的かつ恒久的な代替財源を確保すること。また、法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行し、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならず、しかも一部の都市自治体では財政運営に悪影響が見込まれることから、偏在是正のあり方について市町村の意見を十分に踏まえながら検討を行うものとし、都市自治体の税制を見直す場合には、全ての都市自治体の財政運営に配慮した必要な対策を講じること。

５．ゴルフ場利用税については、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、当該市町村の貴重な財源であり、現行制度を堅持すること。

６．固定資産税の償却資産に対する平成２８年度税制改正において創設された時限的な特例措置について、対象の拡大は断じて行わないこと。

７．消費税率引上げの再延期により、「社会保障・税一体改革」において、既に都市自治体が取り組んでいる子ども子育て支援をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じないよう、必要な財源を確保すること。

８．消費税軽減税率制度の導入にあたっては、消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約３割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう確実に代替財源を確保すること。

９．合併した都市自治体に対する普通交付税の合併算定替による特例措置について、きめ細やかな住民サービスを維持し、将来のまちづくりを一体的に推進できるよう期間延長を行うこと。また、合併特例債については、充当範囲の拡大を図るとともに、現下の建設事情を取り巻く状況に鑑み、特例期間を延長すること。

１０．国民健康保険制度の安定的かつ持続的な運営に資するため、都道府県単位化に伴う財政支援の拡充を確実に実行するとともに、医療費の増加や低所得者層などの負担軽減などの財政支援を拡充し、さらなる国保財政基盤の強化を図ること。また、医療保険制度改革に伴う地方の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。さらに、子ども医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については、今後、全面的に廃止すること。

１１．年齢や要介護状態となった要因等に関わらず、すべての人が必要な時に介護が受けられるよう、国は普遍の介護保険制度構築に向け、障がい者福祉施策と介護保険制度の統合を図り、持続可能な財政運営基盤を確立すること。

１２．認定こども園にかかる保育所等整備事業補助金については、待機児童の解消と子育てしやすい環境づくりのため、各自治体が認定こども園の整備を計画どおり行えるよう、今年度の内示の減額分を早急に補てんすること。

１３．農業振興地域農用地区域内の土地利用について、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能となるよう農地制度改革を一層推進すること。

１４．社会資本整備総合交付金について、防災・減災対策事業をはじめ、道路整備、河川改修など都市基盤整備を推進していくため、交付金を増額確保すること。また、都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備に取り組んでおり、十分な財政措置を講じること。

１５．消費税率の引上げにより、病院事業の負担額が増大し、病院経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬等に対する消費税の非課税制度を抜本的に見直すなど十分な対策を講じること。

１６．学校施設環境改善交付金については、大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を確実に講じるとともに、交付金の内示については、年度当初の早期に通知すること。また、空調設備整備、トイレの洋式化、小規模改修工事、プール等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、学校施設環境改善交付金の対象事業の拡充、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価に引上げを行うこと。

Ⅱ　「ながら運転」等に関する対策強化について

１．携帯電話やスマートフォンなどを操作しながら自動車を運転する「ながら運転」は、交通死亡事故に直結する重大な交通違反であるが、運転中の使用でも無事故であれば交通反則金の支払いで終結する違反であることから、悲惨な事故を未然に防止するために、罰則を強化すること。また、「ながら運転」の危険性を広く国民に周知し訴えるとともに、自転車の運転時における携帯電話等の使用についても自動車運転と同様の危険性があり、違反に対しての取り締まりを強化すること。

２．近年、高齢者による交通事故が多発しており、高齢者などの運転免許証の自主返納の一層の促進が必要であるため、返納後の移動手段の確保に向けた公共交通ネットワークの整備や運賃軽減措置など、都市自治体や公共交通事業者が地域の実情に応じて取り組む施策に対して、新たな支援制度の創設や既存事業の充実強化のための財政支援措置を講じること。

Ⅲ　「１票の格差」を是正するための区割り案について

１．衆議院議員選挙区画定審議会から勧告された「１票の格差」を是正するための区割り案について、地域の成り立ちや住民の生活にもしっかりと配慮して、慎重に審議すること。

以上決議する。

平成２９年５月１７日

東海市長会

**決議第２号**

**地方創生の実現に関する決議**

人口減少が進む中、東京圏に人口が集中する構図は２０１６年の住民基本台帳人口移動報告によるとほぼ変わらず、東京五輪を控え、さらに東京一極集中が進む可能性があり、地方の人手不足の深刻化が懸念される。

このような中、我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないよう公平な条件を整えたうえで、国と地方の適切な役割分担と連携のもと様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１　東京圏への一極集中を是正するため、地方創生に大きな役割を担う地方大学の振興や運営基盤の充実、地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の拡充、さらには政府関係機関及び企業の地方移転促進、地域資源を活かした産業支援、農林水産業の再生、多様な人材の確保支援など多様性と活力に満ち溢れた地域の創出のため、さらに実効性のある対策を講じること。

２　道路や鉄道など社会資本は、地域生活を支え、産業振興に不可欠であり、人や企業の地方分散、地方創生の実現に当たって重要な役割を果たすことから、高速交通網と地域交通網とのアクセス強化、情報通信基盤や地域公共ネットワークの整備推進など、早期に整備を行うこと。

３　地域の将来を支える人づくりを進めるため、医療費の経済的負担の軽減や段階的な幼児教育・保育料の無償化、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止、無利子奨学金の充実、保育人材の確保など受け皿の拡大等による保育所待機児童解消に向けた積極的な取組など安心して結婚、妊娠・出産、子育てのできる環境を整備すること。

４　地方創生の実現に向け、地方の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確保すること。

また、「地方創生推進交付金」及び「地方創生応援税制」については、地域の実情に応じて効果的に活用できるよう要件の緩和など、より使い勝手の良いものとすること。

以上決議する。

平成２９年５月１７日

　東海市長会

**決議第３号**

**地震・津波・火山噴火等防災対策の**

**充実強化に関する決議**

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で集中豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１． 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について着実に推進すること。

２．都市自治体が取り組む、公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、民間住宅等の耐震化促進事業や砂防対策、さらには、民間事業者による避難施設整備等、防災・減災に係る諸事業を推進するため、財源措置を拡充・強化すること。

３．南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。

４．津波対策として、企業や住宅、公共施設等の移転を進めるため、土地利用の規制緩和など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

５．台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、ダム建設や渓流保全施設整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。また、地方管理河川における堆積土砂の撤去等維持管理における交付金制度の創設など支援措置を拡充すること。

６．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

７．富士山などの噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

８．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

９．災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。

１０．木造住宅耐震化対策を推進するため、補助制度を継続するとともに、社会資本整備総合交付金の上乗せ制度を復活すること。

１１．原子力災害時広域避難計画の策定や実効性の向上のため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、関係機関との調整や財政支援を強化すること。

以上決議する。

平成２９年５月１７日

東海市長会